

2007年3月20日
日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件は、本年4月1日をもって住宅金融公庫が解散し、その業務が新たに設立される独立行政法人住宅金融支援機構に承継されることに伴う措置です。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 菅野（03-3277-3768）
服部（03-3277-2813）

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 . }
 } 略 (不変)
1 9 . }

(特則)

1 . から 1 2 . までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) 貸付債権担保住宅金融公庫債券貸付債権担保住宅金融支援機構債券

時価の 9 2 %

(2) 略 (不変)

(附則)

1 . この一部改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

2 . 貸付債権担保住宅金融公庫債券は、「担保の種類および担保価格」の適用については、貸付債権担保住宅金融支援機構債券とみなす。